

令和5年度第3回
大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和5年12月25日（月）

大阪市 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課

○司会 ただいまから令和５年度 第３回大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課長代理の小林でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会の開催におきましては、WEBと併用する形で開催させていただきます。また、事務局側も一部WEB参加をしておりますことを、ご了承いただきますようお願いいたします。

委員の皆様のご紹介でございますが、本年度３回目の開催ということであり、お手元の委員名簿、座席表により代えさせていただきます

なお、岡田委員に置かれましては、ご都合により欠席されております。

会議開催にあたりまして、本日Webでご参加されております委員の皆様につきましては、マイク機能は必ずミュートにさせていただきますようお願いいたします。発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただくか、画面に向かって挙手していただき、委員長からの指名がございますまでは、マイクの機能をミュートにしてお待ちください。発言される際は、マイクのミュートを解除していただき発言をお願いいたします。

また、会場のみなさまにおかれましては、卓上に設置しておりますマイクの位置は調整ができますので、ご発言の際、WEB参加の方が聞き取りやすいよう、マイクを口元に近づけてお話しいただきますよう、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、事務局職員につきましても、時間の関係上、紹介を省略させていただきます。

それでは、会議の開会にあたりまして、認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の河合よりご挨拶申し上げます。

○事務局 みなさま、こんにちは。福祉局 認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の河合でございます。

令和５年度 第３回地域包括支援センター運営協議会の開催にあたり、ごあいさつを申し上げます。

委員のみなさまにおかれましては、平素より本市の高齢者保健福祉施策の推進にご理解、ご協力を賜りますとともに、本日も大変ご多忙な中、本協議会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

11月26日に開催いたしました選定部会では、7区16圏域の地域包括支援センター及び認知症強化型地域包括支援センターの応募法人に対して、現行法人のみの応募であった圏域では評価を用いた審査、新規法人から応募のあった圏域では提案審査を、それぞれ行っていました。本日の運営協議会では、選定部会での審査内容を踏まえ、令和６年度からの受託予定法人の決定をお願い申し上げます。

また、令和４年度高齢者虐待対応状況等についてご報告申し上げます。

本日は、限られた時間で、また Web 方式の併用でご不便をおかけする所もあるかと存じますが、地域包括支援センターの適切な運営、包括的支援事業の充実に向け、みなさまの活発なご議論をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、ここで、皆様のお手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

はじめに、本日の会議次第、本協議会の設置要綱、委員名簿、座席表でございます。

以降、右肩の資料番号をご確認ください。

「議題 1－資料①令和 5 年度 地域包括支援センター及び認知症強化型地域包括支援センター受託予定法人の選定について」、「議題 1－資料②令和 5 年度 地域包括支援センター及び認知症強化型地域包括支援センター受託予定法人の選定について別紙 1～12」、「議題 2－資料①地域包括支援センターの設置場所の変更について」、「議題 3－資料①総合相談窓口（ブランチ）の休止について」、ここまでが議題にかかる資料となります。

続きまして、「報告 1－資料①高齢者虐待対応状況について」、「報告 2－資料①地域包括支援センター運営状況報告について（報告誤りに伴う修正）」、以上でございますが、すべて揃っておりますでしょうか。

ありがとうございます。

本日の運営協議会の開催につきましては、半数以上の委員のご出席をいただいておりますことから、有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に移りますが、当運営協議会につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開を原則としているところ、議事内容により、会議を公開することで率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等においては、会議を公開しないことができることとされております。

ここで、本日の運営協議会の議題の取扱いについて、お諮りさせていただきます。

「議題 1」につきましては、地域包括支援センターの選定に関するものであり「公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、また、「議題 2」及び「議題 3」につきましては、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）の設置場所の変更・休止に伴う日程等、不確定要素が存在するものであり、「未成熟な情報が公開されたり、特定の情報が尚早な時期に公開されると、誤解や憶測に基づき市民等の間に混乱を生じさせるおそれがある」ことから、非公開とさせていただきたいと考えております。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議題 1、「令和 5 年度 地域包括支援センター及び認知症強化型地域包括支援センター受託予定法人の選定について」、議題 2、「地域包括支援センターの設置場所の変更について」、議題 3、「総合相談窓口（ブランチ）の休止について」は非公開とな

りますことから、議事の内容及び資料の取扱いにつきまして、ご留意くださいますよう、お願い申し上げます。

公開となる部分につきましては、ご発言いただきました委員のお名前を含めまして、議事要旨とともに議事録を作成し、本市ホームページにおいて公開することになりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

なお、「議題1」に関しては、受託予定法人の選定に関わる審議となりますが、利害関係のある委員となります、応募法人への職員派遣に関わる、大阪市社会福祉協議会常務理事の「吉村委員」におかれましては、一旦ご退室をお願いいたします。

議題1の審議が終わりましたら再度入室していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の会議の進行を、白澤委員長をお願いしてまいりたいと存じます。

白澤委員長、よろしくお願いいたします。

○白澤委員長 皆さん、こんにちは。

今日は第3回の運営協議会でございますが、先ほど事務局からのご説明もございましたように、一番重要な問題は、来年度からの受託予定法人の選定に関する議題でございます。

それ以外にもランチの休止等の問題がございますが、国では、地域包括支援センターの機能をどう分散化していくのかというのは大変大きな課題になってくるということで、要支援のプランであるとか、あるいは総合相談を居宅介護支援事業所にできる限り移せないか、こういう議論が進められてきて、来年度から実施をするというような状況が起こっております。

そういうことに併せて、大阪市もランチと地域包括支援センターの関係あるいは居宅介護支援事業所の関係というのはどういうふうに整理していくのかということも大きなテーマになってきているのかなというふうに思います。そういうことも今後ご議論いただくということをぜひお考えいただきたいということを申し上げまして、議題のほうに入らせていただきたいと思います。

1の議題でございますが、令和5年度地域包括支援センター及び認知症強化型地域包括支援センター受託予定法人の選定について、事務局からご説明をお願いいたします。

《非公開》

○白澤委員長 それでは、引き続きまして、報告事項に入らせていただきたいと思いますというふうに思います。

1番、「高齢者虐待対応状況について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 すみません、福祉局生活福祉部相談支援担当課長代理の福井と申します。

私のほうから、報告1、資料①の高齢者虐待対応状況についてご報告させていただきます。

記載している内容につきましては、令和4年度における養護者及び要介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報件数等のデータをまとめたものとなります。

本日は、この資料の内容のうち、ポイントとなる点に絞ってご報告させていただきます。まず、1ページのほうをご覧ください。

まず、1の「相談・通報件数」のところでございます。養護者虐待の相談・通報件数及び虐待と判断した件数を記載させていただいております。

令和4年度の相談・通報件数につきましては1,171件となっております、令和3年度に比べまして46件の増となっております。ただ、下のグラフの5年間の変化を見ていただきますと、増減はありますものの、おおむね横ばいであると考えております。このうち、地域包括支援センターが受理した通報につきましては397件となっております、全体の約34%となっており、通報の約3分の1が受理されている状況となっております。

また、受理件数に対して虐待と判定した件数につきましては、相談・通報件数の増加もあり、前年度から16件の増となっております。

なお、受理件数のうち、虐待と判断したものの割合はおおむね3割となっております、前年度と同程度となっております。

次に、2の「通報者について」でございます。

昨年度に続き、警察からの通報が一番多い状況となっております。令和4年度につきましては「その他」が増加しておりますけれども、これは、令和3年度までは地域包括支援センターが虐待通報としてではなく総合相談として、例えばケアマネが相談を受けても、相談内容から虐待通報として対応が必要と判断した場合は、通報者は当初ケアマネとしておりましたが、国の基準を再確認いたしますと「その他」で計上することとなっておりますので、令和4年度からは国の基準に合わせたために、この増となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

一番上のグラフは、通報者ごとの虐待判断をした割合となっております。「介護支援専門員」、「介護保険事業所職員」、「医療機関従事者」、「民生委員」と、身近な介護の支援者からの通報では、虐待と判断した割合が50%を超えております。警察からの通報につきましては、虐待かもしれないと疑った段階で通報をいただくことが多いため、虐待判断した割合は8.9%となっております。

次に、3の「虐待の種別」でございます。目に見えて分かりやすい「身体的虐待」が一番多く、約6割となっております、例年全国的にも身体的虐待が最も多い傾向がございます。また、令和4年度は「心理的虐待」、「ネグレクト」、「経済的虐待」の割合が増加しております。

次に、次ページの4、「被虐待者の性別」でございます。女性が76.6%と圧倒的に多い状況でございます。

次に、5の「被虐待者の年齢」でございます。令和4年度年齢別虐待発生率をご覧ください。これは次のページでございます。

次のページ、一番上の表をご覧ください。

人口10万人対発生率は、年齢が高くなるにつれて高い傾向となっております。

次に、6の虐待者の要介護度では、「要介護1」が最も多くなっておりまして、その次には「要介護2」というところも多い状況でございます。

次に、7の「要介護認定者の認知症日常生活自立度」をご覧ください。

「認知症日常生活自立度Ⅱ」が最も多く、要介護認定を受けている被虐待者の約7割にⅡ以上の認知症が認められます。認知症高齢者への介護支援が虐待の未然防止、早期発見には重要と思われます。

次に、8、「虐待者」をご覧ください。

虐待者は「息子」が34.8%と最も多く、次いで「娘」が25.3%と、子からの虐待が60.1%となっております。また、夫からの虐待も20.7%と、男性は一人で介護を抱え込んで孤立するという傾向があるという男性介護の課題があると考えられます。

6ページ、7ページにつきましては、虐待への対応状況や権利擁護に関する対応などについて記載させておりますので、また後ほどご一読ください。

8ページからは、要介護施設従事者等による虐待の状況を記載しております。

1の「相談・通報件数」でございます。

相談・通報件数は92件及び虐待と判断した割合が約30%となっております、前年度より減少しております。

2の「相談・通報者」につきましては、上から5段目の「施設・事業所の管理者」が一番多くなっており、「当該施設職員」、「当該施設元職員」と合わせますと約5割となっております、施設管理者及び従事者への通報義務等の周知徹底が進んでいることがうかがえると思われます。

その他詳細については、資料をご一読いただきますようお願いいたします。

本市といたしましては、被虐待者の方が地域に埋もれることのないよう、今後も引き続き、虐待に関する周知・広報を通じた地域への啓発や、事業所への研修などによる虐待の早期発見、未然防止に取り組む必要があると考えております。

以上、駆け足の説明となりましたが、令和4年度の高齢者虐待状況の報告は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

高齢者虐待対応状況ということで、令和4年度の結果についてご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○上田委員 私はいつもこの虐待の分で数字をいつもこうやって教えてもらいながら、ああ、息子が多いいんだとか、数がどうなんだとかいうのは理解していくんですけども、結構虐待になるケースとならないケースというものの差があると思うんです。

地域包括支援センターとかブランチとかで、これは虐待じゃないかなと思っても実際虐

待にならなかったケースとか、その対応の部分で、ランチだけで対応したとか、あと虐待になったら地域包括支援センターが入るんだけれどもとか、何かそういうのを聞くんですけれども、具体的にどのようなケースが虐待に上げられて、一律とは言えないと思うんですけれども、数字じゃなくて、こういう例で虐待のケースになったとか、こういう部分が違うから虐待にならなかったとか、そういうある程度の具体例があれば、通報するほうもある程度目安になるのかなと思いますし、子供の虐待とかでも言えるかもしれないですけれども、6ページの虐待への対応状況というところの部分なんですけれども、分離をしたからいいというわけではないというのは分かるんですけれども、分離を行った事例と分離していない事例というのがあって、助言と指導で210件とか134件、148件と、令和4年度は148件なんですけれども、果たしてその後のことはどうなっているのかなとか、そういうことも少しやっぱり感じます。

冊子とかですごく高齢者虐待の冊子も出ていますし、分かりやすく説明できていると思うんです。だから、それが家族さんのもととかにちゃんと行って見られたらいいなど。大体家族さんは、皆さん「これが虐待と思わなかった」とかいうのがありますので、そういうことの具体的な部分が知りたいなと思いました。

以上です。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

何か事務局、ございますか。

○事務局 虐待認定するか、認定しないかというのは、具体的には調査させていただきまして、その方が本当に養護者の位置づけにあるのかどうかや、特に通報されてどなっているように聞こえるけれども、実は耳が遠いだけで、大きい声で語りかけてしないと通じないというような、実際調べてみるとそういうケースなどもございます。

なので、一概にこの場合は虐待と認定して、この場合は虐待と認定しないというのはなかなか難しいところではあるので、申しましたとおり、疑わしい場合はやはり通報していただいて、実際にきちんと調査をさせていただいて、虐待であるかないかというふうに判断というのはさせていただけたらなと思っております。

あとは、助言指導なんですけれども、基本的に虐待と認定しましたその後、当然虐待の認定を取れるまでは見守りでありますとか、いろいろな支援というのは続けていくことになりますので、その辺は支援計画に基づいてやっていくことになります。

○白澤委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○弘川委員 すみません、大阪府看護協会の会長の弘川です。

8ページのところなんですけれども、相談・通報件数が経年別に上げられているところなんですけれども、通報件数に関してはそんなに数が変わらないという状況なんですけど、虐待と判断した件数というのが今年度、令和4年度は非常に少ない数になっているんですけど、これは何か対策とか、何かを講じたことに影響しているのかどうか、あるいは虐待と判断

する基準が年によって違うのか、そこら辺、私、よく分からないので、教えてください。

○白澤委員長 事務局、ありますか。

○事務局 事務局介護保険課事業者指導担当課長の山口です。

今のご質問に対してお答えさせていただきます。

令和4年度なんですけれども、確かに令和2年度と3年度に比べまして件数が少なくなっているんですけれども、これは通報の数も少なくなっていて、特に何か基準が変わったのかというのは特になくて、私どもも、たまたま下がったんじゃないかというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○白澤委員長 はい、どうも。

これ、恐らく、在宅も施設もなんですけど、コロナが影響しているんだと思っているんですね。

実は、この通報って内部告発か家族の関係者が多いんですよ。ところが、やっぱり面会ができなくなってきた、そのことが恐らく影響しているんじゃないかと、こういうふうに思っています。例えば、家族・親族の通報というのが令和2年度が19、10、12となっていますよね。これ、もう一度事務局で調べられたらいいと思うんですが、コロナ前はどうかだったのか。恐らく、家族からの通報が、面会というのがなかなかできないので、確認ができない。だから、本当に虐待が減っているのかどうかというのはもう一度確認すべきなんじゃないかなと思っています。これは全国調査も同じような結果になっています。

もう一つは、在宅も実は同じような問題があって、在宅はやっぱりコロナで海外の結果って虐待はみんな増えているんですね。日本はそんなに増えていないという結果になっているんですけども、本当なのかということというのは、実は1ページをご覧いただいたらいいんですが、これもぜひ令和2年度の前後を見ていただいたほうが分かりやすいと思うんですが、通報者が今警察が圧倒的に多いんですが、以前はケアマネジャーが逆転していたと思います。ケアマネジャーは、今までは月に1回必ず行っているから発見が非常にしやすい状況だったんですけども、電話等の対応でコロナ禍はオーケーが出たわけです。そういうことが要因で逆転してしまっているんですね、警察と介護支援専門員で。

実は、介護支援専門員が発見した場合は虐待認定率が非常に高いんです。警察の場合は認定率が低い。こういうことをもう少し調べていただくとありがたいと思うんですが。これは僕の解釈も含んでいるんですが、恐らくコロナというのが大きな影響をしているんじゃないかと、こういうふうに思いますので、一度担当課のほうで少し分析をしていただいたらどうかというふうに思います。

よろしいでしょうか。

○弘川委員 はい。ありがとうございます。

やはり数だけではなくて、どういう分析をしていって、どこに焦点を当てて改善していくかという、そこまでつなげていただければ、我々としてもその対策ということで課題と

して動きやすいかなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

○白澤委員長 大変重要だと思います。減っていると本当に言えるのかどうか、これってなかなか発見ができないという状況が起こっているんじゃないかというようなことを少しご確認いただくことが大事なんじゃないかなというふうに思いますが、ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告1はこれで終わりさせていただきまして、報告2のほうに移らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 そうしましたら、報告2につきまして、私、近藤のほうからご説明させていただきます。

資料につきましては、報告2の資料の①、1ページをご覧くださいと思います。

今年度第1回目の地域包括支援センター運営協議会のほうでご報告いたしました令和4年度の各区社会福祉協議会が運営する地域包括支援センターの収支報告について、報告の誤りがあったということについてでございます。

まず、1点目の経過のところでございますが、区社会福祉協議会における令和4年度の実績報告書におきまして、地域福祉活動支援事業交付金実績報告書という報告書でございますが、その中におきまして、その報告内容と法人決算の内容に差異があったということで、ほかの事業についても点検を実施されたところでございます。

その中で、地域包括支援センターに関するご報告につきましても、その報告書の中の内容が決算書との差異を確認されたということで、報告書に未計上となっている事項等があるということが分かったということでございます。

なお、米印のところにも書いておりますが、我々との契約ということでいいますと総価契約ということになっておりますので、その当該報告誤りに伴って委託料を返していただくといったようなことは発生しないということを申し添えます。

そして、第2番目のところでございます。報告誤りがあった地域包括支援センターということで記載しておりますが、計6か所が該当しております。その中でも、例えば「事項」というところを書いてありますが、配当所得等の収入に関する計上漏れが合計しますと7万6,000円ほど、そして、雇用保険料や消耗品等の支出に関する計上漏れや計上誤りが合計しますと合計約77万円ということになっております。

この事象を受けましての再発防止策ということで、3番のところでございますが、各地域包括支援センターからは、今回の報告誤りの事象を重く受け止めておられまして、今後は管理職を含む職員間で決算業務の重要性を共有するということとともに、経理や精算、決算等の業務につきましては必ず複数人での確認を行うということで、再発防止に努めていくというふうに報告を受けております。

また、今回の事例に関しましては、区社会福祉協議会のほうでも、11月22日に臨時開催されました区社会福祉協議会の事務局長会議におきましても、改めて注意喚起がなされたということで報告を受けております。

そして次に、本市の対応ということで、その下の4のところでございます。

本市への収支報告につきましては、本市が示した報告様式に則る形で各事業の報告を受けておるところですが、その報告様式の収入分を計上するところには、「委託料」や「介護報酬」といった項目のみを計上するものになってございました。ですので、今回、「利息」等の収入が未計上となったという点に関しまして、発生はしていたものの、計上すべき様式がなかったという点もあろうかと思っておりますので、次年度におきましては、その報告様式の見直しを行うとともに、また地域包括支援センターの管理者会におきまして、改めて記載誤りや報告漏れがないように注意喚起は行ってまいりたいと思っております。

以上、報告2になります。よろしくお願いいたします。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

報告誤りの修正でございますが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようであれば、お認めをさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局のほうに戻させていただきます。

○司会 白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和5年度第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。